軽自動車税(種別割)の 申告は3月中に

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1 日時点での所有者に1年分が課税され ます(4月1日に車両を取得した場合 でも1年分が課税されます)。

自動車税とは異なり月割課税ではありませんので、すでに車両を処分、譲度した場合は、必ず3月中に申告してください。※納税通知書は5月中旬送付

車種別の手続き先

- ① 原動機付自転車(125cc以下の バイク、ミニカー、特定小型)、小型 特殊自動車
- ▶手続き先:市民税課(2階)、田沼・ 葛生行政センター、各支所
- ② 軽2輪および2輪の小型自動車 (125ccを超えるバイク)
- ▶手続き先:佐野自動車検査登録事務 所(下羽田町)

☎050-5540-2020

- ③ 軽自動車
- ▶手続き先:軽自動車検査協会栃木事務所佐野支所(下羽田町)

☎050-3816-3108 間市民税課☎20-3007

精神障がい者に対する JR等運賃割引開始

4月1日(火)からJRなどで、精神障害者保健福祉手帳を所持している方を対象とした運賃書房制度が導入されます。書房を受けるためには、既存の手帳の顔写真貼り付けと減額種別の記載が必要です。

詳しくは市ホームページをご覧ください。



国民年金の任意加入制度

国民年金は20歳から60歳になるまでの40年間、年金保険料を納めた場合に満額の老齢基礎年金(令和6年度は年額816,000円)を受給できます。

国民年金保険料を納められなかった期間が年金に加入していなかった期間があり、納付済期間が40年間に満たない場合、その期間に応じて年金額が少なくなってしまいますが、60歳から65歳まで国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納めることで、65歳から受け取る老齢基礎年金を満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受けるためには 保険料の納付済期間や保険料の免除 期間などが10年以上必要となります が、この要件を満たしていない場合は、 70歳になるまで任意加入をすること ができます。

また、海外に在住する日本国籍を持つ 方も国民年金に任意加入することが可能です。

※国民年金の任意加入は、お申し出を した日からとなります。

※すでに老齢基礎年金の繰り上げ支給 を受けている方や厚生年金保険に加入 中の方は任意加入はできません。

⑤医療保険課 ☎20-3019 栃木年金事務所 ☎0282-22-4131



旅券(パスポート)の 申請手続き変更

3月24日 (月) の申請受理分から、次の点が変更になります。

主な変更点

①国際民間航空機関の勧告などを踏まえ、偽変造対策を強化した「2025 年旅券」を発給します。

顔写真ページがプラスチック基材となり、レーザーで印字・印画されます。 なお、これまでに発行された旅券は有 効期間中であれば通常どおりご利用い ただけます。

②これまで都道府県で作成していた旅券を国立印刷局で集中的に作成して都道府県に配送することになるため、申請から交付までの日数が2週間程度必要になります。

従来よりも長い期間を要することにな りますので、海外旅行や出張などを検 討されている方は、早めの申請をお願 いします。

③書面(窓口)申請とオンライン申請 で発給手数料が変わります。

④オンライン申請では、従来の切替申請(残存有効期間が1年未満の更新)だけではなく、新規申請についても受け付けを開始します。

書面(窓口)での新規申請の場合、戸籍謄本を提出する必要がありますが、オンライン申請を利用する場合は、戸籍情報がシステム連携されるため、別途、戸籍謄本の原本を提出する必要がなくなります(一部例外あり)。

※詳しくは、市ホームページをご確認 ください。

造市民課届出証明係 ☎20-3016





春の火災予防運動

火気の取り扱いには十分ご注意くださ い。

山火事注意!!

山火事の約7割が冬から春(1~5月) にかけて集中して発生しています。 山火事の原因の多くが、人のちょっと した不注意によって発生しています。 次のことに注意し、山火事予防にご協 力をお願いします。

- 枯れ草などのある火災が発生しやすい場所では、たき火をしない。
- ・たき火など、火気の使用中はその場 を離れず、使用後は完全に消火する こと。
- ・強風時および乾燥時には、たき火、 火入れをしないこと。
- たばこは、指定された場所で喫煙し、 吸い殻は必ず消すとともに投げ捨て ないこと。
- ・火遊びはしないこと。
- **造消防本部予防課 ☎23-9910**

記事の訂正について

広報さの2月号9ページの掲載内容に 一部誤りがありました。訂正箇所は以 下のとおりです。

お詫びして訂正いたします。

- (正) 渡辺陸斗
- (誤) 渡辺陸人
- □広報ブランド推進課

220-3037

障がい者福祉タクシー券を 交付します

- ▶内容: 初乗り運賃相当額分助成券を 申請月に応じて一括交付(月5枚で 年間最大60枚)
- 対象:①身体障害者手帳1、2級の方②療育手帳A、A1、A2の方③精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ▶申請に必要なもの:身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳3/24(月)から直接障がい福祉課(☎20-3025)、田沼・葛生行政センターまたは各支所



小規模契約希望者の 登録手続き

市が発注する小規模な工事、修繕および物品の製造・販売、役務の提供などの受注をする場合には、小規模契約希望者登録が必要です。

登録は随時行っていますので、希望する方は手続きをお願いします。

- ▶登録資格:市内に主たる事業所を有 すること、本市の入札参加資格者名 簿に登録されていないことなど
- ▶提出書類:登録申請書、納税証明書、 誓約書(2種類)、地図など ※制度や様式については市ホームペー ジをご覧ください。
- **過契約検査課 ☎20-3027**



高齢者福祉タクシー運賃助成利用者証などの交付

高齢者福祉タクシー運賃助成利用者証

- ▶内容:利用者証などの提示で、通院、 買物、公共施設や金融機関の利用に 係るタクシー料金の3割(最大 1,500円)を助成
- ▶対象: ①75歳以上の方

※後期高齢者医療被保険者証、後期高齢者医療資格確認書の提示でも助成

②70歳以上74歳以下の方で、65歳以上のみの世帯の方

高齢者生活路線バス運賃助成利用者証

- ▶内容:利用者証などの提示で、生活路線バスの普通運賃の支払いまたは1日乗車券の購入の1回につき150円を助成
- ▶対象:70歳以上の方

※75歳以上の方は、後期高齢者医療 被保険者証、後期高齢者医療資格確認 書の提示でも助成

はり・きゅう・マッサージ券

- ▶内容:はり・きゅう・マッサージ(保 険適用外)施材料金の一部助成 ※800円助成の券を年間6枚交付
- ▶対象: ①70歳以上の方②65歳以上で身体障害者手帳1・
 - 2級の方
 - ③65歳以上で療育手帳A・A1・A2の方
 - ④65歳以上で精神障害者保健福祉 手帳1・2級の方
- ▶申請に必要なもの:身体障害者手帳・ 療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 (所持者のみ)

■3/24 (月) から直接いきいき高齢課(☎20-3021)、田沼・葛生行政センターまたは各支所



